

1、最低賃金の引上げ  
令和5年10月1日から  
愛知県最低賃金が102  
7円へと引き上げられた  
ことは、皆さまもご承知  
いただいているかと思  
います。令和以降の最低賃  
金額をみると、新型コロ  
ナ禍の令和2年が1円で  
あつたことを除き30円前  
後で引き上げられ、令和  
5年には41円という過去  
最大の引上額でありまし  
た。その結果、最低賃金  
の全国加重平均額が10  
04円と、初めて100  
0円を突破し、2019

# 監督署の窓

## 最低賃金の引上げと各種支援策



「最低賃金について、2030年代半ばまでに全国加重平均が1500円となることを目指す」ことが示され、賃金引上げの機運をこれからも醸成していく必要があります。

年に当時の安倍晋三首相が経済財政諮問会議で発言された最低賃金100円が現実となりました。さらには、令和5年11月に閣議決定された『デフレ完全脱却のための総合経済対策』において

(資料1)

## 働き方改革実行計画

- 1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義**

  - (1) 経済社会の現状
  - (2) 今後の取組の基本的考え方
  - (3) 本プランの実行  
(コンセンサスに基づくストードと実行)  
(ロードマップに基づく長期的かつ継続的な取組)  
(フォローアップと施策の見直し)

**2. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善**

  - (1) 同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備  
(基本的考え方)  
(同一労働同一賃金のガイドライン)
    - ① 基本給の均等・均衡待遇の確保
    - ② 各種手当の均等・均衡待遇の確保
    - ③ 福利厚生や教育訓練の均等・均衡待遇の確保
    - ④ 派遣労働者の取扱  
(法改正の方向性)
      - ① 労働者が司法判断を求める際の根拠となる規定の整備
      - ② 労働者に対する待遇に関する説明の義務化
      - ③ 行政による裁判外紛争解決手続の整備
      - ④ 派遣労働者に関する法整備
  - (2) 法改正の施行に当たって

**★ 3. 賃金引上げと労働生産性向上**

  - (1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善
  - (2) 生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

**4. 計則付時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正**

  - (基本的考え方)  
(法改正の方向性)  
(時間外労働の上限規制)  
(パワーハラストン対策、メンタルヘルス対策)  
(勤務間インターバル制度)  
(法施行までの準備期間の確保)

## 2、各種支援

ドマップ)で示される継続的な取り組みを通じて、非正規雇用の待遇改善を図るとともに、企業収益を継続的に貨上げにつなげ、労働分配率を上昇させることで、あらゆる就労形態においても働きたいという気持ちを活性化させ、各事業場での人材確保につなげるためであります。

そのため、前述の総合経済対策において「足元の賃上げの動きを持続的なものとするため、中堅・中小企業に対し、価格転嫁、人手不足対応、生産性向上への支援を含め、賃上げ継続に向けた支援を行う」とおり、  
○最低賃金の遵守徹底と賃金引上げに向けた環境整備に取組み（資料2）  
○中小企業庁等関係省庁と連携し、中小企業・小規模事業者に対する賃上げに向けた支援策の周知及び活用促進を図る（資

て賃金引上げが掲げられており、2026年までの10年間の工程表（ロー

府が主体となつて取り組む事項の一つとして同一労働同一賃金などと併せ

料3)

ことが重要と考えています。

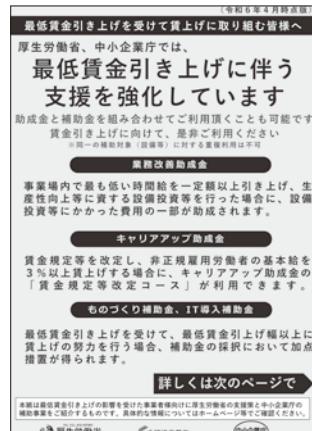
労働行政では、毎年、重点課題を行政運営方針の形でお示ししていますが、今年度の最重要課題に『最低賃金の引上げに向けた支援』を掲げています。

雇用情勢がコロナ禍から回復傾向のなか、原材料価格の高騰等が雇用情勢に与える影響について

(資料3)



(資料2)



厚生労働省ホームページ

資料2 最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

資料3-1 賃金引き上げ特設ページ

資料3-2 賃金引き上げ特設ページ案内リーフレット

は未だ注視する必要はありませんが、生産性向上を軸に、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を整えられるよう、行政機関として業務改善助成金等の各種助成金の紹介、働き方改革推進支援センターの紹介等の支援に取り組んでまいりますので、会員企業の皆さまにおかれましても前向きなご対応をお願いいたします。

イラスト・木村武司



このほか、本誌P12・13および本誌同封案内(最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針)資料もあわせてご覧ください

## 熱中症の予防に向けてパトロールを実施

名古屋北労働基準監督署

名古屋北労働基準監督署

署では、「STOP!

熱中症 クールワークキ

ヤンペーン」の取組期間

に合わせ、昨年に引き続き名鉄喜多山駅付近で実施されている瀬戸線立体交差事業の工事現場7工区を5月23日に訪問、パトロールを行いました。

本工事は名鉄瀬戸線の高架化により小幡駅から大森・金城学院前駅までの踏切9か所を廃止し、国道302号をはじめ付近道路の渋滞緩和を目的として施工されているものです。本年はいよいよ次年度以降は駅舎工事等

に入ることで、付近住民の交通環境の改善に大きく役立つものです。炎天下での工事はまだ続いますが、注意喚起を含めパトロールを実施しました。パトロールでは名古屋北署より伊藤建設部の技師、発注者である名古屋鉄道の担当者とともに7現場をまわり、安全衛生課長、上島監督官の2名が名古屋市道路建設部の技師、発注者で認しました。本工事は、高架部工事での高所からの墜落、列車接触、熱中症や感電の危険などが想定されますが、どの現場も列車を止めるなどのないよう細心の注意を払い作業を行っていました。

熱中症予防パトロール



塩分補給のため作業者が自由に手に取れるよう準備された塩あめとせんべい

熱中症クールワークキヤンペーンは9月いっぱいで続きます。皆様もご注意をお願いします。